

(酒類の表示の保護に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の交換公文)

(米国側書簡)

(訳文)

書簡をもって啓上いたします。本代表は、バーボンウイスキー、テネシーウイスキー、山梨ワイン、壱岐焼酎、球磨焼酎、薩摩焼酎、琉球泡盛、白山清酒及び日本酒に関するアメリカ合衆国政府と日本国政府との間で到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1 日本国は、バーボンウイスキー又はテネシーウイスキーとして製造された製品が、それらの製品の製造を規律するアメリカ合衆国の法令に従って同国において製造されていない場合には、日本国の関係法令に従い、同国においてそれらの製品のバーボンウイスキー又はテネシーウイスキーとしての販売を禁止することを検討する手続を開始する。

2 アメリカ合衆国は、山梨ワイン、壱岐焼酎、球磨焼酎、薩摩焼酎、琉球泡盛、白山清酒又は日本酒として製造された製品が、それらの製品の製造を規律する日本国の法令に従って同国において製造されていない

い場合には、アメリカ合衆国の関係法令に従い、同国においてそれらの製品の山梨ワイン、壱岐焼酎、球磨焼酎、薩摩焼酎、琉球泡盛、白山清酒又は日本酒としての販売を禁止することを検討する手続を開始する。

3 各政府は、その他のぶどう等から製造した醸造酒又は蒸留酒について1及び2に規定する手続を開始するため他方の政府の将来の要請に対し、慎重な考慮を払う。

4 各政府は、自国の法令に従い、1から3までに定めるそれぞれの約束を履行する。

5 この書簡のいかなる規定も、商標又は地理的表示に関する権利を創設し、又は付与するものと解してはならない。

6 この了解は、アメリカ合衆国及び日本国が開始する手続の結果に影響を及ぼすものではない。

7 各政府は、他方の政府に対し、1及び2に規定する手続の進捗状況について定期的に通報する。

本代表は、この書簡及び貴国政府がこの了解を共有することを確認する閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

二千十六年二月四日

日本国内閣府副大臣 高鳥修一閣下

大使 マイケル・B・G・フロマン

(日本側書簡)

(訳文)

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を確認いたします。

(米国側書簡)

本官は、日本国政府がこの了解を共有することを確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が本日効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

二千十六年二月四日にオークランドで

日本国内閣府副大臣 高鳥修一

合衆国通商代表 マイケル・B・G・フロマン閣下